

令和2年度実施施策に係る政策評価の事前分析表

(国土交通省2-③)

| 施策目標 | | 3 総合的なバリアフリー化を推進する | | | | | | 担当部署名 | 総合政策局 | | 作成責任者名 | 安心生活政策課長 真鍋 英樹 | |
|--|---|---|---|---|---|--|---|--|------------|--|-------------------------------|----------------|--|
| 施策目標の概要及び達成すべき目標 | | 高齢者、障害者等を含むすべての人々が安心して生活することができるよう、一体的・総合的なバリアフリー化等を推進する。 | | | | | | 施策目標の評価結果 | 政策体系上の位置付け | 2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 | 政策評価実施予定時期 | 令和3年8月 | |
| 業績指標 | 初期値 | 実績値 | | | | | | 評価結果 | 目標値 | 目標年度 | 業績指標の選定理由、目標値(水準・目標年度)の設定の根拠等 | | |
| | | 目標値設定年度 | 27年度 | 28年度 | 29年度 | 30年度 | 元年度 | | | | | | |
| 15 公共施設等のバリアフリー化率等(①特定道路におけるバリアフリー化率*、②全ての一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数に占める段差解消された一定の旅客施設の1日当たり平均利用者数の割合*、③ホームドアの整備駅数、④不特定多数の者等が利用する一定の建築物のバリアフリー化率、⑤都市公園における園路及び広場、駐車場、便所のバリアフリー化率((i)園路及び広場*、(ii)駐車場、(iii)便所)、⑥特定道路外駐車場のバリアフリー化率*) | ①83% ②約91% ③583駅 ④約54% ⑤ (i)49% (ii)44% (iii)34% ⑥53.5% | 平成25年度 | ①86% ②92% ③665駅 ④56% ⑤(i)49% (ii)46% (iii)35% ⑥57.8% | ①88% ②93% ③686駅 ④58% ⑤(i)51% (ii)47% (iii)35% ⑥60.5% | ①89% ②96% ③725駅 ④59% ⑤(i)51% (ii)48% (iii)35% ⑥62.7% | ①89% ②96% ③783駅 ④60% ⑤(i)57% (ii)48% (iii)36% ⑥64.8% | ①91% ②集計中 ③855駅 ④61% ⑤(i)集計中 (ii)集計中 (iii)集計中 ⑥集計中 | ①100% ②100% ③800駅 ④約60% ⑤ (i)60% (ii)60% (iii)45% ⑥約70% | 令和2年度 | ①バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」(平成23年国家公安委員会・総務省・国土交通省告示第1号)に定める整備目標を踏まえ設定。②移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに1日あたりの平均的な利用者数が3,000人以上の鉄軌道駅、バスターミナル、旅客船ターミナル、航空旅客ターミナルにおいて原則として全て移動等円滑化を達成することを目指すこととしている(この場合、鉄軌道駅の構造等の制約条件を踏まえ可能な限りの整備を行うこととする)。これを踏まえ、利用者側の観点から設定したもの。③高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保するためのホームドア(※)の整備の進捗状況を測る指標として、移動等円滑化の促進に関する基本方針等を踏まえつつ、今後の取組を見込んで設定。(注)可動式ホーム柵含む④移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までの目標値(約60%)を設定している。これを踏まえ、設定したもの。⑤移動等円滑化の促進に関する基本方針に基づいて、令和2年度までに園路及び広場約60%、駐車場約60%、便所約45%を移動等円滑化することを設定したもの。⑥移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度までに特定道路外駐車場の約70%を移動等円滑化することとしている。これを踏まえ、設定したもの。 | | | |
| 16 車両等のバリアフリー化*(①鉄軌道車両のバリアフリー化率、②乗合バス車両(適用除外認定車両を除く。)におけるノンステップバスの導入率、③適用除外認定を受けた乗合バス車両におけるリフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、④貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス又はスロープ付きバスの導入率、⑤福祉タクシーの導入率、⑥旅客船のバリアフリー化率、⑦航空機のバリアフリー化率) | ①60% ②43.9% ③3.9% ④1,699台 ⑤13,978台 ⑥約29% ⑦約93% | 平成25年度 (④については平成29年度) | ①65.2% ②50.1% ③5.9% ④15,026台 ⑤36.6% ⑦96.3% | ①67.7% ②53.3% ③5.8% ④15,128台 ⑤20.113台 ⑥43.8% ⑦97.1% | ①71.2% ②56.0% ③5.2% ④1,699台 ⑤20,113台 ⑥43.8% ⑦97.8% | ①73.2% ②58.8% ③5.1% ④1,013台 ⑤28,602台 ⑥46.2% ⑦98.2% | ①集計中 ②集計中 ③集計中 ④集計中 ⑤集計中 ⑥集計中 ⑦集計中 | ①約70% ②約70% ③約25% ④約2,100台 ⑤約44,000台 ⑥約50% ⑦100% | 令和2年度 | 移動等円滑化の促進に関する基本方針において、令和2年度末までに、鉄軌道車両については総車両数の約70%、乗合バス車両におけるノンステップバスについては総車両数から適用除外認定車両を除いた数の約70%、乗合バス車両におけるリフト付きバス等については、適用除外認定を受けた車両の約25%、貸切バス車両におけるノンステップバス、リフト付きバス等については約2,100台、旅客船については総隻数の約50%、航空機については総機数の約100%をそれぞれ移動等円滑化すること、また、福祉タクシー車両については約44,000台を導入することを目指すことを踏まえ、設定したもの。 | | | |
| 17 高齢者(65歳以上の者)の居住する住宅の一定のバリアフリー化率* | 41% | 平成25年 | - | - | - | 42% | - | 61% | 令和2年 | 高齢者が地域において安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、住宅のバリアフリー化について、住生活基本計画(平成28年3月18日閣議決定)で設定している目標値(75%(R7))を基に、現況値とR7の目標値との差を按分し、R2年の数値を形式的に設定したもの。 | | | |
| 達成手段(開始年度) | R2年度行政事業レビュー事業番号 | 予算額計(執行額) | | | R2年度当初予算額(百万円) | 達成手段の概要 | 関連する業績指標番号 | 達成手段の目標(R2年度)(上段:アウトプット、下段:アウトカム) | | | | | |
| | | 29年度(百万円) | 30年度(百万円) | 元年度(百万円) | | | | | | | | | |
| (1) 総合的なバリアフリー社会の形成の推進(平成18年度) | 24 | 62 (51) | 59 (52) | 58 | 58 | 平成18年12月に施行されたバリアフリー法において、バリアフリー施策のスパイラルアップ(段階的・継続的な発展)及び心のバリアフリーについては国の責務とされており、国が率先して、高齢者、障害者等の当事者の参画の下、地方公共団体・事業者・国民に対し総合的かつ戦略的に働きかけることにより、バリアフリー施策等の迅速かつ着実な展開を図る。また、「ユニバーサルデザイン2020行動計画」の決定、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律の成立、更には第201回通常国会において改正バリアフリー法が成立したことを受け、東京オリンピック・パラリンピックのレガシーとしての共生社会の実現に向け、さらなるバリアフリー・ユニバーサルデザイン化を行う。 | 15,16 | バリアフリー教室の開催 ベビーカー利用に関するキャンペーン日数 ハード対策を支えるソフト対策としてのバリアフリー教室の参加人数 ベビーカーマークに関する認知度 | | | | | |
| (2) 社会資本整備総合交付金(平成22年度) | 418 | 884,547 (882,357) | 807,215 (804,762) | 817,550 (814,126) | 697,282 | 地方公共団体等が行う社会資本の整備その他の取組を支援することにより、交通の安全の確保とその円滑化、経済基盤の強化、生活環境の保全、都市環境の改善及び国土の保全と開発並びに住生活の安定の確保及び向上を図るため、地方公共団体が作成した社会資本整備総合交付金(社会資本整備総合交付金)に基づき、政策目的を実現するための基幹的な社会資本整備事業のほか、関連する社会資本整備や効果促進事業を総合的・一体的に支援する。 | 15,17 | 社会資本整備整備計画数(全国ベース) 社会資本整備整備計画中の成果指標目標の達成度(全国ベース) | | | | | |
| 施策の予算額・執行額 | | 62 (51) | 59 (52) | 58 | 58 | <p>施策に関する内閣の重要政策(施策方針演説等のうち主なもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第201回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説(令和2年1月20日)「バリアフリー社会の実現に向けて、公共交通機関における取組を強化します。」 ・経済財政運営と改革の基本方針2020について(令和2年7月17日 閣議決定)「ユニバーサルデザインの街づくり、地域の生活機能を集約する都市のコンパクト化、鉄道等のバリアフリー化を含む効率的な移動環境の整備等」(2. (1)④) ・観光立国推進基本計画(平成29年3月28日 閣議決定)「バリアフリー法第3条第1項に基づく移動等円滑化の促進に関する基本方針等に定められた目標を達成することを目指す等一体的・総合的なバリアフリー化を推進する。」(第3章4.) ・交通政策基本計画(平成27年2月13日 閣議決定)「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づき2011年に改訂された「移動等円滑化の促進に関する基本方針」に定められた現行の整備目標等を着実に実現する。 | | | | | | | |
| 備考 | | | | | | | | | | | | | |

※複数の施策に関する事業の予算額について、「予算額計」当初予算額欄に記載されている数字は複数施策の合計額である。